

第3章 コンテンツ販売

コンテンツビジネスと著作権問題

トラブルと危機意識が表面化、法整備も進む 真の発展にはビジネスモデルの再構築が必要

著作権法制度の現状

デジタル化・ネットワーク化時代に向けて著作権制度の見直しが叫ばれてきたところであるが、法制度は着々と整備されている。著作権法に新たな権利として公衆送信権や送信可能化権、譲渡権等が規定され、インターネットによる違法コピーにも法的に対処できる状況は整った。著作権条約に関しては、世界知的所有権機関（WIPO）において採択されたWIPO著作権条約（WCT）とWIPO実演・レコード条約（WPPT）がすでに発効されており、国際的なハーモナイゼーションも、徐々にではあるが、その実効性を高めている。

一方、インターネットの普及に伴い、著作権侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害等の不法行為が大きな社会問題となり、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の責任がクローズアップされている。アメリカではプロバイダーの責任について、レイボーイ事件等の判例を集積した上で、1998年にDMCA（Digital Millennium Copyright Act of 1998）が成立した。EUでも2000年5月の電子商取引指令においてプロバイダーの責任を定めており、各国がその指令に基づき法制化をすることになっている。日本では2001年11月に「プロバイダ責任法」が成立し、プロバイダーの責任の明確化と発信者情報の開示の要件に関する規定がなされた。

このように、一見すると問題の解決に大きく前進しているようだが、インターネット上での著作物の利用や侵害行為に関して、どの国の著作権法が適用されるのか、つまり準拠法をどのように考えるのかということが重要な課題として残されている。大きくは発信地国法主義と受信地国法主義が対立している。さらに、どの国で著作権訴訟が起こせるのかという

裁判管轄権の問題もある。国境を越える著作物の流通に関するこれらの課題は、国際的レベルで解決が図られなければならない。

ファイル交換システムによる 著作権侵害事件

以上のように法制度の整備が進む一方、著作権侵害事件は跡を絶たないのが現状である。特に現在大きな問題となっているのはファイル交換システムを使った著作権侵害事件だ。アメリカではナップスター事件に続いて、レコード業界、映画業界、音楽出版業界が「ファーストトラック」というソフトウェアを使用したファイル交換ネットワークのモフィアス、カザー、グロックスターを著作権侵害で訴えている。

日本でも、ファイル交換ソフト「ファイルログ」を一般に頒布し、これを使ったファイル交換システムを提供している日本MMOに対し、JASRACとレコード会社19社が著作権侵害と著作権隣接権侵害に基づいて、サービス提供の差し止めを求める仮処分請求を東京地方裁判所に申し立てた。

日本MMOのサービスは、ナップスターの原理と基本的には同じであり、同社の検索サーバーを介して、P2Pでユーザー同士がファイル交換をするというものだ。日本MMOの松田道人社長は「ファイルログは法に触れない」とコメントしていたが、東京地方裁判所は、2002年4月9日にレコード会社19社の、同月11日にJASRACの主張を認める決定を下した。実際にファイル交換という違法行為を行なっているのはユーザーであるが、①本件サービスにおいて、ユーザーがMP3ファイルの自動公衆送信および送信可能化を行うことは日本MMOの管理の下に行われていること、②日本MMOも自己

の営業上の利益を図って、ユーザーに上記行為をさせていたことから、日本MMOは音楽ファイルの自動公衆送信および送信可能化を行っているものと評価できると判示した。裁判所は、日本MMOが音楽ファイルの公衆送信と送信可能化の主体であり、ユーザーと共にレコード会社やJASRACの公衆送信権と送信可能化権の侵害行為を行っていると判断したのである。

日本MMOは実際に送信行為や送信可能化行為を行っていないのだから、この判断は擬制に過ぎるのではないかという批判もありそうだが、日本の従来判例では「管理・支配」と「利益」に侵害主体性判定のメルクマールを置いて事案を審理しており、本件もこの判断の枠組みに従ったものと言えよう。権利者が個々のユーザーを訴えるのは現実的ではないため、一定の要件さえ充足すれば直接の行為者でなくとも侵害の主体とするという法理は妥当なものである。ただし、この法理がすべての事案に該当するわけではなく、本件サービスにより交換されたMP3ファイルの約96.7パーセントが市販のレコードを複製したファイルであったことが考慮されている点に留意すべきだ。

ファイル交換ソフトによる著作権侵害は刑事事件にも発展している。2001年11月28日、ファイル交換ソフト「Win MX」

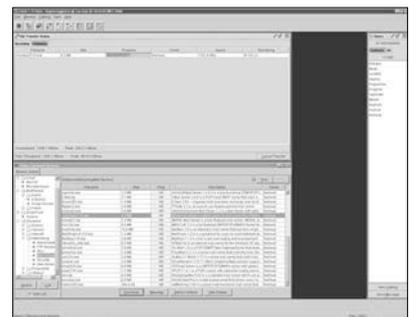


図1 ナップスターにも共通するインターフェイスをもつファイルログの検索画面。現在はダウンロードもサービスも停止中。

を使ってビジネスソフトを交換していたとして、著作権法違反（公衆送信権の侵害）の疑いで、2人の学生が逮捕された。2001年7月に発表されたACCSと日本レコード協会が共同で行ったファイル交換ソフトウェアの調査結果では、日本においても2001年5月の時点ですでに約100万人がファイル交換ソフトを利用していることが推計されている。少量のコンテンツで大量のユーザーの需要が満たされてしまえば、著作権ビジネスの収益構造は根本から崩れ去り、権利者の経済的打撃は計り知れないものとなる。著作物創造のサイクルの崩壊が、最終的にはユーザーにとって大いなる不利益をもたらすものだという点を周知徹底させなければならぬ。

ハード・ソフトによる違法コピーの防止

レコード会社大手のエイベックスは、邦楽アーティストの市販製品としては初めて、コピー制御機能を搭載したCDを2002年3月13日に発売した。今回採用されたコピー制御機能は、イスラエルのミッドバー・テック社が開発した「Cactus Data Shield」(CDS)と呼ばれる方式で、カセットテープやMDへの録音は可能だが、パソコンのハードディスク、CD-RへのコピーやMP3などへのエンコーディングは不可能な仕組みになっている。

海外では日本に先駆けて、コピー制御機能を搭載したCDをすでに発売している。CDSを採用したCDだけでも、2001年には欧州を中心に1000万枚が出荷されており、ミッドバー・テック社は2002年中の出荷目標を1億枚としているようだ。

レコード会社は売り上げの減少をCD-Rによる海賊版とインターネットによる違法コピーの氾濫が大きな要因と見ており、複製の元であるCDにコピー制御機能を搭載することによって、違法コピーの連鎖を絶ちたい考えだ。ただし、DVDプレイヤーやMP3対応のCDプレイヤー、カーナビ一体化カーステレオの一部でも正

常な再生ができないという問題が起きている。さらに私的使用のための複製は、著作権法上自由とされており、個人の自由利用の領域に権利者が一歩踏み出した形となっている。これはまさしく権利者とユーザーの利益衡量の問題であるが、さらなる議論の深化が望まれるところだ。

アメリカでも違法コピーの問題は深刻である。米上院通商委員会の議長であるフリッツ・ホリングズ上院議員は、2002年3月21日にハード著作権保護法案「Consumer Broadband and Digital Television Promotion Act (CBDTPA)」を米上院に提出した。この法律は、ソフトだけでなく、パソコンなどのハードにもコピー防止技術の搭載を義務づけるものだ。映画会社やレコード会社はDVDやCDに収容する映画や曲に再生方法・対象機器・コピーの回数などを定める特別なコードを埋め込まなくてはならず、ハードメーカーにはこのコードを読み取る機能付き機器の製造が義務づけられている。規格を作る1年の猶予期間の後、米連邦通信委員会(FCC)に規格の決定権限が与えられ、規格外の製品の製造・販売は違法となり、違反者は5年の禁錮または50万ドル以下の罰金に処されるというものである。ハードメーカーや消費者から見てもかなり過激なこの法案は、ハリウッドとシリコンバレーの対決という形で擲擧げられているが、ここでもコピー防止機能による違法コピーの絶滅に腐心しているアメリカの姿が浮かび上がってこよう。

コンテンツビジネスの展望

エンターテインメント産業を支える両輪であるにもかかわらず、ハードメーカーはユーザーの利便性を第一に考え、ソフトメーカーは自らの権利保護を重視するため、そこには不可避免的に溝ができてしまう。しかしながら、ハードの普及が新しいソフトの創造を喚起し、ひいてはソフトが普及するというサイクルは自明の理であり、無視できない事実である。また新



図2 エイベックスから3月13日に発売されたBoAの「Every Heart～ミンナノキモチ～」。国内初のコピープロテクトCDとして物議を醸した。

たなハードの創造と普及は、既存のソフトの活性化に大きく貢献する。DVDソフトの急激な売り上げ増加がそれを証明している。

ハードウェア産業においては、ユーザーの利便性が高く操作が簡便な小型次世代ネットワーク機器の開発が待たれるところである。「InfoStream」のような専用機が携帯電話の進化型かのどちらかに落ち着くだろう。一方、ソフトウェア業界においては、権利の囲い込みの呪縛を解き、コンテンツを供給するプレーヤーをもっと増やすべきだ。もちろん、各プレーヤーは著作権保護のシステムを構築、整備し、正確なロイヤリティーの支払いを行うことが必須条件となる。複数のプレーヤーの登場によってサービス競争が始まり、コスト削減や技術の向上が期待できるし、何よりもユーザー重視のサービスとなる。

インターネットビジネスにおいては、アメリカで導入され始めたサブスクリプションサービスが注目される。日本では着メロビジネスがサブスクリプションで行われているが、今後コンテンツ配信に発展するか、興味深いところである。コンテンツビジネスを支えるマーケティング技術の発展にも大いに期待したい。

(安藤和宏 株式会社セプティマ・レイ 桜美林大学 非常勤講師)



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp